

市政記者各位

株式会社グリーンズとの 「災害時における施設等の提供協力に関する協定」の締結について

1 趣旨

福岡市では、大規模地震等発生時における帰宅困難者対策に取り組んでおり、交通遮断等で行き場の無くなった人達を一時的に受け入れる一時滞在施設（退避施設）の確保を進めています。

この度、株式会社グリーンズとの間で「災害時における施設等の提供協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせします。

大規模地震等発生時に多くの帰宅困難者の発生が予想される天神・博多駅周辺地区において、今後も民間事業者等の協力を得ながら、一時滞在施設（退避施設）の確保を進めていく必要があるため、広く周知していただきますようお願いいたします。

2 協定概要

(1) 主な内容

- コンフォートホテル博多（福岡市博多区博多駅前二丁目1番1号）
1階ロビースペースを活用した帰宅困難者の一時受け入れ（約40人）
- トイレ・水道水の提供 など

(2) 協定の相手方

株式会社グリーンズ

代表取締役社長 村木 雄哉（むらき たけや） 氏

<会社概要>

本社所在地：三重県四日市市浜田町5番3号

事業概要：ホテル・レストランの経営、その他付帯する業務

<https://www.kk-greens.jp/>

(3) 協定締結日

令和4年12月19日（月）

3 添付資料

- (1) 別紙1 株式会社グリーンズからのリリース資料
- (2) 別紙2 災害時における施設等の提供協力に関する協定

4 参考

福岡市の帰宅困難者に対する取組みについては、市ホームページに掲載

https://www.city.fukuoka.lg.jp/bousai/bousaibooklist_2.html



各位

2022年12月19日
株式会社グリーンズ

「災害時における施設等の提供協力に関する協定」締結のお知らせ（福岡市）

株式会社グリーンズ（本社：三重県四日市市、代表取締役社長：村木雄哉、証券コード：6547）は、2022年12月19日（月）、福岡市（福岡市長：高島宗一郎）と「災害時における施設等の提供協力に関する協定」を締結いたしました。同社が運営するコンフォートホテル博多（福岡市博多区博多駅前二丁目1番1号）のロビースペースについて、大規模地震発生時に帰宅困難者の「一時滞在施設」として提供する旨等を定めたもので、災害時における全国の自治体との協力協定としては16カ所目となります。



コンフォートホテル博多（福岡市博多区博多駅前2-1-1）

■協定概要

（1）主な内容

コンフォートホテル博多1階ロビースペースを活用した帰宅困難者の一時受け入れ（約40人）、
トイレ・水道水の提供 など

（2）協定締結日

令和4年12月19日（月）

■グリーングループの出店地域における取り組み

株式会社グリーングループは、ホテルオペレーターとして 2022 年 12 月 19 日現在、日本全国で 98 のホテルを運営しております。

グリーングループでは、2030 年の未来を見据え、2019 年、経営ビジョン「TRY! NEXT JOURNEY～新たな旅に踏み出そう～」と共に、『グリーングループ 2030 年 CSR 宣言「環境にも人にも優しいホスピタリティあふれる企業」を目指します。』を打ち出しました。

今回の取り組みは、上記 CSR 推進の一環として重点領域「コミュニティ支援」を推進するもので、SDGs（持続可能な開発目標）のNo.11（住み続けられるまちづくりを）、No.17（パートナーシップで目標を達成しよう）の実現を目指すものです。365 日 24 時間営業するホテルという事業の特色を生かし、普段の業務を通じた各出店地域への貢献と関係強化、安心して住み続けられるまちづくりに取り組んでいます。

ホテルを運営する各出店地域の自治体との災害時における協力協定は、三重県伊勢市との災害要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関するもの、三重県鈴鹿市との新型コロナウイルス感染症等のクラスター発生があった介護施設等における職員の宿泊施設の提供に関するものなど、地域の特性やニーズに合わせた内容となっています。

今後も自治体をはじめとした出店地域と様々な形でのコラボレーションを通じて、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に取り組んでまいります。

11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



災害時における施設等の提供協力に関する協定（コンフォートホテル博多）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社グリーンズ（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市博多区博多駅前二丁目1番1号「コンフォートホテル博多」）のうち次に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 1階ロビースペース（103.9㎡） 最大受け入れ人数 40名
 - （2） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

（支援内容）

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全

部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (4) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン(福岡市)」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

(損害賠償)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(災害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員(乙への協力者を含む。)が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例(昭和38年福岡市条例第23号)の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(定期的な訓練)

第12条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第13条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期限と見直し)

第15条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(疑義等に関する協議)

第16条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第17条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年12月19日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 三重県四日市市浜田町5番3号
株式会社グリーンズ
代表取締役社長 村木 雄哉